

令和4年11月定例会 防災・感染症対策特別委員会（付託）

令和4年12月12日（月）

〔委員会の概要〕

大塚委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 「徳島県地域防災計画」の修正案について（資料3）
- 徳島県立東部防災館に係る指定管理者の応募状況について（資料4）
- 外来医療体制整備計画の概要について（資料5）
- 宿泊療養施設の体制変更について（資料6）

谷本政策監補兼危機管理環境部長

この際4点、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

事前委員会で、御報告させていただいた以降の動き等について、御説明いたします。第8波に突入したとも言われております感染拡大は、全国的に増加の速度が低下しているとの指摘がなされているものの、近畿や四国、九州などでは増加傾向が継続しております。加えまして、関西圏などでは、季節性インフルエンザ増加の兆しも見られており、新型コロナウイルス感染症との同時流行にも警戒する必要があります。

去る11月25日に開催されました政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、基本的対処方針が変更され、従来のレベル分類を、オミクロン株に対応した4段階からなる新レベル分類に見直すとともに、各段階に応じた協力要請・呼び掛けを行うことが盛り込まれました。

こうした動きを受け、県では、去る12月2日に徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、専門家会議の御意見を踏まえ、とくしまアラートを資料1の別添1にありますように、国の新レベル分類に合わせて改定するとともに、同日18時をもって、レベル2・感染拡大初期に位置付けております。あわせて、特に年明けにおける各施設へのウイルス持込みを防止するため、高齢者施設等の職員や新規入所者を対象に週3回実施している集中的検査の実施期間延長、児童等利用施設の職員や学校教職員を対象とした週3回の集中的検査の再実施とともに、各種無料検査の実施期間延長など、年末年始の人流増加による感染拡大や季節性インフルエンザとの同時流行に備えた対策を決定したところであります。

今後も気を緩めることなく、感染防止対策と社会経済活動維持との両立を図るため、しっかりと取り組んでまいります。

次に、資料2を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況についてでございます。

1、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援につきましては、2万675名の検査を終え、これまでに77名の陽性を確認しております。

2、飲食店に対する抗原定性検査につきましては、延べ1,712店舗からお申込みを頂き、コロナ対策三ツ星店は703店舗となっております。

資料3を御覧ください。徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。

この計画は、災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となるものであり、防災機関が取るべき具体的事項等を定めた計画であります。

今回の主な修正・追加項目といたしましては、2、1）国の防災基本計画を踏まえた修正につきましては、まず、避難情報の適切な発令のための取組として、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等の活用、また、要配慮者への取組として、医療的ケアを必要とする者への配慮、さらに、防災意識の普及・啓発として、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進などについて明記いたしております。

次に、2）県施策の推進に伴い、まず、官民連携の被災者支援体制の構築として、被災状況やニーズの情報集約による支援の迅速化、また、災害時のペット同行避難対策として、動物救援本部の設置及び体制の整備、さらには、災害時快適トイレ計画の推進及び安否不明者などの氏名等の公表を追加しております。

今後、議会での御論議を踏まえ、徳島県防災会議に諮り、決定してまいります。

次に、資料4を御覧ください。徳島県立東部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。

徳島県立東部防災館については、10月28日から、募集要項などを配布し、指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところであり、去る12月5日の申請書類の受付終了までに、募集要項配付団体数は2団体、現地説明会参加団体数は4団体であり、申請団体数は、1団体でございました。今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、12月下旬に候補者を選定し、2月定例会に議案として提出したいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

鎌村感染症・疾病予防統括監

保健福祉部から2点、御報告させていただきます。

資料5を御覧ください。外来医療体制整備計画の概要についてでございます。

この冬、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されることから、国は各都道府県に対し、外来医療体制整備計画の策定を求め、計画に沿った対策の強化を依頼したところであり、本県におきましても、県医師会の御協力の下、県内医療機関に対し、現在の診療能力と、今後の更なる感染拡大時における強化が可能な診療能力などの調査を実施し、外来医療体制整備計画を策定いたしました。

計画の概要でございますが、まず、需用の推計といたしまして、新型コロナとインフルエンザの同時流行におけるピーク時の試算をしております。資料にございますように、患

者数を新型コロナ2,513人、インフルエンザ2,152人の合計4,665人と推計しており、そのうち、健康フォローアップセンターへの登録見込者数は373人、発熱外来等受診見込者数は4,295人としているところがございます。

次に、患者の方に対する診療供給の強化につきましては、表にございますように、現診療能力A欄と、今後の強化分B欄、それからA欄とB欄を足した最大診療能力C欄という形で整理をしております。

平日におきましては、5,411人の現診療能力に対し、1,091人分強化し、最大診療能力を6,502人まで拡大してまいります。また、土曜日につきましては、3,938人の現診療能力に対し、869人分を強化し、4,807人としてまいります。

最後に、日曜・祝日につきましては、現診療能力の1,203人に、強化分として357人を加え、1,560人の能力を確保してまいりたいと考えております。一方、重症化リスクの低い方が、安心して自宅療養するために必要な環境整備として、自己検査による陽性者の健康フォローアップセンターへの登録可能件数について、現在、1日当たり200人を対応しているところ、最大400人まで増やしてまいります。

特に年末年始におきましては、最大1,200人まで登録できる体制を確保してまいりたいと考えております。また、健康フォローアップセンターにおける体調悪化時等の相談対応機能を拡充するため、現在600人の対応可能件数を、最大720人まで拡大してまいります。

さらに、年末年始に向けた対策といたしまして、臨時・発熱外来センター（仮称）の開設や、県内3圏域における検査キットの臨時配布、そして、それに伴うとくしま健康フォローアップセンターの体制強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料6を御覧ください。宿泊療養施設の体制変更についてでございます。

年末年始の人流増加による感染拡大が懸念されている中、徳島県新型コロナウイルス感染症対策協議会の御意見を踏まえ、12月23日以降、6施設414室から6施設454室に体制を強化いたします。地域性を考慮し、新たに阿南市に1か所開設し、改めて県下全域での感染急拡大に備えた体制を確保します。

報告は、以上でございます。御審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

大塚委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

梶原委員

今、ホテルの療養体制、受入れのことが出ましたけれども、稼働の状況はどうなっているのか、何室使われているのか、それだけちょっと教えていただけますか。

岸ワクチン・入院調整課長

ただいま梶原委員より、宿泊療養施設の現在の稼働状況についてお尋ねがございました。

12月に入って以降、第8波に入ったとも言われているぐらい感染が拡大しているところ

でございますが、それに伴い、宿泊療養施設の使用室数も徐々に増えてきており、12月の約10日間の平均ですと1日100室程度使用されているところでございます。

梶原委員

今現在で100室程度使われていると。分かりました。

あとはもう1点ちょっと気になっていることがあります。以前から、介護施設で療養されている方が具合が悪くなって、その場合に病院で受入れができない問題が言われておりましたが、その点に関しては今どういう状況になっているか教えていただけますか。

岸ワクチン・入院調整課長

梶原委員より、高齢者施設で陽性となられた方の対応状況についてのお尋ねでございました。

高齢者施設で陽性者が発生した場合には、介護が必要な方というところが非常に大きいので、まずは施設において療養していただき、その上で施設には事前に医療的な支援を行う協力医療機関を確保していただいておりますので、その協力医療機関の医師や看護師から投薬ですとか、点滴等、悪化しないように早期の処置を行っていただいているところでございまして、こちらの対応についても全ての高齢者施設で対応いただいているところでございます。その上で症状が悪化した場合につきましては、コロナ病床への入院につながっているところでございまして、すみません、今具体的な数字について手元にはないところではございますが、症状が悪化した場合には高齢者施設の管理者、あと高齢者施設の協力医療機関の医師、また県の入院調整本部の医師、こちらで連携し、情報共有しながら病床への入院にしっかりとつなげているところでございます。

梶原委員

分かりました。高齢者なのでお亡くなりになる確率は非常に高いので、十分にしっかり対応していただきたいと思います。この前ニュースでも在宅死ですかね、かなり多いという報道が出ておりましたけれども、徳島県ではそういったことはないと思いますけれども、そういった事例が出ないようにしっかり取り組んでいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

それとあと2点だけ、大きく防災関係で2点お伺いします。

令和5年度に向けた危機管理環境部の政策の基本方針の中で、進化する総合防災訓練の未来志向の避難所運営訓練というのが出ておりましたけれども、この内容についてどういった内容なのか教えていただきたいと思います。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

今、令和5年度に向けました危機管理環境部の施策の基本方針の中にございます未来志向の避難所運営訓練の中身につきまして御質問を頂きました。

避難所の運営業務につきましては多種多様でございまして、例えば避難者の受付人員管理でありますとか各種情報の収集・提供、食事物資の提供、衛生管理など広範囲にわたっております。市町村におけます避難所運営につきましては、そのマンパワーに限りがある

ことから、民間団体と連携いたしまして、そのノウハウや組織力、資源も活用しながら被災者一人一人の被災状況や生活環境に応じた支援を行うことが必要であると考えておるところでございます。

このため、県では災害対策本部の組織といたしまして、防災部局のみならず福祉部局や住宅部局、また社会福祉協議会や弁護士などの士業、NPOなど民間団体と連携をいたしました被災者支援班というものを新たに設置いたしまして、市町村が行う被災者支援のバックアップ機能を担うこととしております。

御質問のありました令和5年度の避難所運営訓練につきましては、この被災者支援班と民間団体との連携体制につきまして検証を行いますとともに、例えばDXを活用した支援物資の管理でありますとか、水素バスによる避難所の電源確保など、そういったGXの活用も進めまして民間活力も活用した避難所運営につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。こういった方向性の訓練を行うというのは、いつぐらいに具体的な内容になるのでしょうか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

来年度訓練というところがございますけれども、大きな方向性につきましては今申し上げました被災者支援班の検証でありますとかDX、GXといったところが大きい方向性で決めておるところでございます。詳細な内容につきましては、今年度末ぐらいから大きなところでは決めていきたいと考えております。

梶原委員

分かりました。被災者支援班、非常に大事な取組かと思っておりますので、充実した内容にしていきたいと思っております。

あともう1点、ペットの同行避難の対応についてお聞きします。

この度、地域防災計画の修正案で、災害時のペット同行避難対策の動物救援本部の設置でありますとか、同行避難ができる避難所の開設を促進するとありますけれども、具体的な取組の内容はどういうふうになるのか教えていただきたいと思っております。

都築安全衛生課長

ただいまペット同行避難対策について御質問いただいております。

災害時に課題となりますペット対策につきましては、梶原委員から以前に御質問いただいて以降、本県における災害時のペット対策ガイドラインを令和4年3月に改定しまして、現在、周知啓発に努めておるところです。

改定内容につきましては、飼い主向けと市町村向けに分けまして、さらに、平常時の準備と災害発生時別にチェックリストや避難フロー図などを活用することにより、飼い主や避難所を設置する自治体が発災時の行動について想像しやすく準備しやすいよう工夫して記載をしております。このガイドラインでは、動物救援本部の設置や体制整備について規

定を行ったことから、今回、県地域防災計画の修正案に加えさせていただいたところでございます。

具体的には、県の初動対応としまして、動物救援本部の主体となる県獣医師会や県動物愛護推進協議会と本部開設に向けまして、災害の規模や被災状況について情報収集を行い、動物救援本部長が設置の要否を判断すると明記し、本部では県と協定を結んでおります株式会社貴志商店や本年3月に新たに災害時における動物救護活動に係る支援協定を締結しましたイオンペット株式会社と連携して支援物資の提供、相談窓口の開設、放浪や負傷した動物の収容、治療、飼育管理、広域支援要請などの活動を行うことを想定しております。

また、ペットの同行避難ができる避難所の開設促進に向けた取組としまして、本年9月1日に実施されました県総合防災訓練におきまして、ガイドラインを活用したペットの同行避難訓練を行い、飼い主側、避難所運営側の課題認識を高め、県民や市町村への啓発に努めたところです。

さらに、県内市町村などにおきまして、実践訓練や同行避難のパネル展示を行い、同行避難所の積極的な開設や避難可能場所の増加、避難所の公表に結び付ける事業を展開しております。今後につきましては、市町村のペット対策推進のため、毎年開催しております動物愛護管理実務者会議におきまして、市町村の防災担当者にも参加していただき、課題について協議、共有を図りながらペット対策がより具体性、実効性があるものとなるよう連携、支援してまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。今年の9月1日に同行避難の訓練を行ったということでございましたけれども、場所とその時の状況、こういった課題があったとか、ちょっとその辺が分かれば教えていただきたいと思えます。

都築安全衛生課長

今年度、西部の防災館で行いました防災訓練におきまして、夏場ということがありまして、夏場に発災したことを想定したペットの同行避難訓練を実施しております。避難所におきましては、ペットの受付場所を設置しまして、この6月から義務化されたマイクロチップを活用しまして、避難場所の受付では人の受付と同行する動物の受付が必要となります。それで動物の受付を簡易化するために、ペットの受付でマイクロチップを活用して短時間でできるという実証を行っております。

また、ペットの一時預かり所ですが、飼い主の方がよく思っているのは、ペットと同行してそのまま避難所に入れると思われている方が多くありまして、現実的にはなかなかそういう個室を設けることは無理なので、避難所におきましては、ペットはペット、人は人という別々に分かれて避難していただくということが実際には考えられます。そこで、ペットの環境を整えるという意味でスポットクーラーの設置を今回行ったり、手洗い消毒器を設置しまして避難所の設置モデルとさせていただいたところでございます。

また、協定を結びましたイオンペット株式会社は、ペット用のドクターカーというのを持っておりまして、その展示をして多くの方に興味を頂いたところです。災害時におき

ましては、このような環境，ペットと一緒に過ごすのではなくに別々に過ごすというような状況ということ由市町村にも詳しく知っていただき，避難する方が安心して避難所に来ていただき，また過ごせる，いい広報になったのではないかと考えております。

梶原委員

分かりました。今マイクロチップというお話が出ましたけれども，ペットショップで販売されている犬とか猫は着けていると思うのですが，今まで飼われていたそれ以外の犬猫について，マイクロチップ装着の義務化までは行っていませんけれども，その辺の状況はどうなっているのでしょうか。

都築安全衛生課長

ただいまマイクロチップについて御質問を頂いております。

マイクロチップにつきましては，本年6月1日より，犬猫の販売業者にマイクロチップの装着，登録が義務付けられております。それで今回，マイクロチップを活用した避難所運営を検討させていただいたところなのですが，動物愛護管理センターから譲渡される動物は全て装着を行っておりますが，一般の飼い主については今は努力義務となっております。それで，マイクロチップの装着率を高めるためのいろいろな広報は別途していきたいと考えております。

梶原委員

分かりました。マイクロチップの装着は大事だと思いますのでまたしっかりお願いしたいと思います。これは狂犬病の登録をするときに着けるようにしたらいいのですかね。

都築安全衛生課長

狂犬病の登録の御質問を頂いておりますが，狂犬病予防法とマイクロチップというのは，今のところ別の作業となっております。販売者にはマイクロチップを装着，登録が義務付けられておりますが，狂犬病予防法の犬の登録につきましては市町村で行っており，これから進むとは思いますが，一元化を図っておるところであります。希望をする市町村が手を挙げてマイクロチップの情報をそのまま市町村に送って，そのまま狂犬病の登録とするというような事務を行っている最中でありまして，将来的にはマイクロチップを入れるイコール犬の登録になるということが想定されると考えております。

梶原委員

分かりました。またしっかり頑張っていたいただきたいと思います。

それと，令和3年の2月議会でお聞きしましたけれども，環境省がガイドラインを出していて，それも改定をされているということだったのですが，現場でそれがうまく機能していないという実態があるということでお聞きしました。そうしましたら，御答弁で，県は平成24年に国に先駆けてガイドラインをまとめていて，市町村においてもこの地域防災計画の中にしっかり記載されている市町村が23あって，避難所運営マニュアルに記載のある市町村については18市町村で，今，年々普及拡大している状況であるという御答弁もあ

りましたが、その後の状況についてお伺いしたいと思います。

都築安全衛生課長

ただいま地域防災計画などの市町村の状況について御質問いただいております。

県内の市町村におきまして、地域防災計画のペット対策に関する記載につきましては現在24市町村全てに記載されております。それと、市町村避難所運営マニュアルにおけるペットの取扱いにつきましては、現在23市町村が記載されております。しかし、先ほども申しましたが、多くの避難所で受け入れ可能とする市町村がある一方、まだ準備できていないとする市町村もありまして、また受入可能避難所の公表につきましても少数にとどまっておりますことから、今後とも災害時のペット対策については継続して市町村と連携して取り組む必要があると考えております。

梶原委員

分かりました。市町村をしっかりとバックアップしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、これも同じ令和3年2月議会でお聞きしましたけれども、このペット受入可能な避難所が指定されて、それが公表された場合に、特定の避難所にこの避難者が集中しないように、事前の登録制度みたいなものを設けてはどうかということを意見申し上げましたけれども、この点についてもう一度どういったお考えがあるのかお聞かせいただきたいと思います。

都築安全衛生課長

ただいま事前登録制について御質問いただいております。

災害時におけるペット対策につきましては、まず飼い主の自助が基本となりますが、梶原委員がお話のとおり、現状では受入れが整っていないとか避難所施設関係者と調整中とか、ペット連れの避難者が集中するというような理由から、市町村が同行避難所の公表まで至っていないと聞いておりまして、今後の理解促進を継続して図っていく必要があると考えております。

このような状況の下、梶原委員お話の事前登録制につきましては、一方策と考えておりまして、例えば先ほど話しました狂犬病予防法に基づく犬の登録は、市町村で犬の住民票になります原簿といわれる管理を行っておりまして、この活用が図れば事前登録も進むと考えております。さらに、これも先ほど説明しました本年6月1日よりマイクロチップの装着、登録が犬猫の販売業者に義務付けられたことから、マイクロチップを活用した避難所運営の検討ということも必要と考えております。

また、同行避難時にマイクロチップを読み取ることにより受付の簡略化ができるということは、今年の総合防災訓練でも実証できたため、今後導入が進んだ場合には活用できるアイテムになると期待しているところであります。今後とも実際に避難所運営を行う市町村とも課題共有しまして、効率的で効果的なペット同行避難が行われる手段について研究してまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。近年、熊本地震であるとか西日本豪雨であるとか、その際に、ペットの避難体制のところは十分にできていない、また現場では周知されていないということもあって、ペットを飼われている方は家族同様に扱われておりますので、安心してペット同伴で避難ができるようにしっかり今後の体制を作っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

東条委員

私からは、コロナにかかった方の後遺症についてお伺いをしたいと思います。

6月に梶原委員が質問されていましたが、先般の報道で、後遺症の方が増えているということをお聞きしました。徳島も8月に感染ピークがあり、今、もう第8波に入ったと言われているのですけれども、現時点で何件ぐらい後遺症に対する相談があったのかというのを教えていただきたいと思います。

梅田感染症対策課長

ただいま東条委員から、後遺症における相談について御質問ございました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、治療とか療養が終わっても一部の症状が長引く人がいるということが分かってきております。WHOにおきましては、後遺症は新型コロナウイルスにり患した人に見られて、2か月以上症状が持続し、ほかの疾患による症状と説明がつかないものと定義されております。我が国におきましては、新型コロナウイルス感染症後に持続する症状全般をり患後症状ということで定義しておりまして、その病態につきましては、いまだ不明な点が多いとされているところでございます。

本県におきましては、今年4月1日から専用のコロナ後遺症相談窓口を設置いたしまして、24時間体制で新型コロナの一般相談窓口と一体的に運営しております。相談窓口では相談者の方から具体的な症状とか体調に関する相談をお伺いいたしまして、一人一人の症状に応じた相談対応に当たっているところでございます。

相談実績といたしましては、4月1日から11月30日まででございますけれども705件の相談をお受けいたしております。御相談いただく症状といたしましては、やはりせきが最も多いという状況でございます。あとけん怠感とか味覚・嗅覚障害、発熱、頭痛といった内容が続いておるところでございます。なお、705件という実績でございますが、やはり第7波のピークであった8月、9月が多い状況でございます。

東条委員

私もけん怠感がすごいというのをよくお聞きするんです。せきもそうかと思うんですけれども、そういうときに後遺症の相談を受けた方々をどういう専門の所に振られているのか、対応をもうちょっと具体的に教えていただけますか。

梅田感染症対策課長

ただいま東条委員から、相談を受けた方への対応について御質問いただきました。

御相談いただきました症状に応じまして、実は3か所、民間の後遺症外来がございます

ので、そちらを御案内したりとか、あと後遺症の診療に御協力いただいております県内116か所の協力医療機関を御案内しております。例えばですけれども、けん怠感、せきが続くといった状況でありましたら内科であったりとか、味覚・嗅覚障害でありましたら耳鼻咽喉科、あと脱毛ということでありましたら皮膚科といった、症状に応じました受診の案内につなげているところでございます。

後遺症相談は、今現在、県のホームページで周知をしておるところですが、今後におきましても県のホームページ等を活用しながら、後遺症相談窓口の周知にしっかり努めたいと思いますし、あと、やっぱりこういった後遺症というのは本当に病態がまだ不明でございますので、そういった方にしっかりと寄り添って、お聞きして、適切な治療に結び付けられるように県としてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

東条委員

感染者が増えているということで、後遺症って余り委員会の話題にはならないかとは思いますが、けん怠感がずっと続いて仕事を休んでいたらクビになったというようなお話もちょっと聞いたりもしたんです。せっかく県が民間の後遺症外来を3か所、それからかかりつけ医を広げていただいているので、クビになる前にこういう所に是非かかっていただけるように、今後の相談窓口も含めた周知を徹底していただきたいなと思います。

それともう一つなんですけれども、周りの方々は、5回目のワクチン接種をするようにということで文書とか来ているんですけれども、よくお問合せがあるのが、もう5回目のワクチンはいいのではないかというお声を聞いております。この間報道でも見させてもらったんですけれども、全国的にも65歳以上の4回目というのは40パーセントぐらい打たれているんですけれども、5回目は10パーセントに満たないというような報道がありました。4回目のときは重症化をしないからというようなことを言っていましたけれども、5回目はどういう効果があるのか、その辺を教えてください。

岸ワクチン・入院調整課長

ただいま東条委員より、5回目接種の効果についてのお尋ねでございました。

まず従来ワクチンで4回目接種を行った高齢者等の方々につきましては、前回接種から3か月が経過した後に5回目接種としてオミクロン株対応ワクチンを接種することが可能となっているところでございます。オミクロン株対応ワクチンの効果につきましては、現在流行しているオミクロン株に対応した成分が含まれておりまして、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や、あとは短い期間である可能性があるものの感染予防効果や発症予防効果が期待されているところでございます。

実際にワクチンを供給しているファイザー社などの治験結果におきまして、現在、変異株BQ.1.1、オミクロン株の亜種として全国でも検知されてきているところでございますが、こちらに対してオミクロン株対応ワクチンを接種することで、その接種前と比べて中央抗体値が8.7倍まで上昇したことも多く発表されているところでございます。また、こちらのオミクロン株対応ワクチンにつきましては、オミクロン株と元々の武漢株、両方の成分を含んでいて2種類の異なる抗原が提示されることとなりますので、これを接

種によって得られる多様な免疫反応が今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いと期待されているところでございます。

なお、副反応につきましては、従来のワクチンの接種と同様に、注射をした部分の痛みや頭痛、疲労、発熱等ございますが、ほとんどは軽度又は中等度で現時点では重大な懸念は認められないということが確認されているところでございます。

県では、県主導の大規模集団接種会場におきまして、オミクロン株対応ワクチンの接種が可能な機会を整えているところでございまして、引き続き、市町村と連携しながら、また県民に適切、丁寧な情報発信を考えながら、特に高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクが高い方におかれてはワクチン接種を御検討いただきたいと考えているところでございます。

東条委員

5回目は5回目の効果があるので接種をするようにということなんですか。ちょっと角度が変わるかも分からないのですが、1回目かかった方が2回目かかったら回数を重ねるたびに死亡リスクが増えるというようなことを聞いたことがあるのですけれども、それはどうなのでしょう。

岸ワクチン・入院調整課長

新型コロナでり患された方でり患の回数が多いほど死亡リスクが高いというような御趣旨でよろしいでしょうか。すみません、まずはそこを改めて確認させていただければと思います。

東条委員

分かりました。この前、4回目を打った40歳代の方が亡くなったというような事例もありましたが、ワクチンを重ねるというのではないのかもしれないです。感染症にかかった人が何回か重ねたら死亡リスクにつながっていくというような話も聞いたりしたのですけれども、なかなか5回目に踏み切るという方が本当にちょっと少なくなってきたのかなというのをすごく感じています。先ほど言っていたワクチンを打つ効果、後遺症とかの窓口についても県としても是非周知をしていただいて、そういう状況の方々をサポートするような体制を是非取っていただきたいということをお伝えして終わります。

庄野委員

今日、外来医療体制整備計画の概要についてという説明を頂きまして、年末年始に向けた対策ということが3点書かれています。それで、従来の傾向を見ると、第8波がひよっとしたら年末、年明けぐらいにかなり多くなるのじゃないかなという危惧はしているので、年末年始、かかりつけ医さんがかなり休まれると思います。休診されたときに熱が出たりしたときに臨時・発熱外来センター、これは仮称の開設とありますけれども、非常に重要な拠点になると思います。医師会の皆様方や看護の方々には年末年始大変御苦勞をお掛けすると思うのですけれども、県民の方から見ると、熱が出たらどうしようと、近くの病院に行ったら休んでいると。そんなときにこの臨時・発熱外来センターとい

うのが非常に頼りになるといいますか、県民の皆さん方がそこへ行ってちょっと検査してもらおうというときに、これは何箇所ぐらいどこに開設されるのか。事前にかなり県民の皆様方に周知する必要があると思うのですけれども、時間的には何時から何時ぐらいまで開設されるのかというのが今分かっておったら教えていただきたいなと思います。

梅田感染症対策課長

ただいま庄野委員から、年末年始に開設する予定でございます臨時・発熱外来センター（仮称）の状況について御質問がございました。

特に年末年始というのは日曜・祝日と続き、多くの医療機関がお休みになるということで、やはり診療待ちの期間が長くなるといったことから、少しでも県民の皆様の不安であったり、命、健康を守るためにということで、県の医師会、看護協会、薬剤師会と連携しながら、年末年始におきまして臨時・発熱外来センターを立ち上げることになったところでございます。こちらにつきましては何箇所かという御質問でございますが、知事がさきの本会議で御答弁させていただきましたような形で、徳島市内に今のところ1か所という形で開設することになっております。具体につきましては、県の医師会、看護協会、薬剤師会と最終の詰め協議を行っているところでございますので、また具体的に詳しく決まりましたら改めて県民の皆様方に周知を図りたいと考えております。

庄野委員

徳島市内に1か所ということで、例えば駐車場とかもかなり必要でありましょうし、かなり多くの方が相談といえますか来られる可能性がありますので、県民への周知も含めてどうぞよろしくお願いいたします。

それと、県内の3圏域における検査キットの臨時配布ということなんですが、これも具体的にどういう形で配布を何検体ぐらいされるのかということを少し詳しく教えていただけますでしょうか。

梅田感染症対策課長

ただいま庄野委員から、年末年始の、県内3圏域における検査キットの臨時配布についての御質問がございました。

こちらにつきましては、年末年始でやはり医療機関がなかなか対応ができないということでございますので、重症化リスクの低い方を対象として、それも有症状者の方につきましては検査キットを配布する予定としております。県内3か所ということでございますので、県央、西部、南部という形で今それぞれ1か所ずつということで配布する予定にしておりますが、すみません、こちらにつきましても今現在最終調整中でございますので、こちらもしっかりしましたら、改めて周知させていただきたいと考えております。

庄野委員

分かりました。いずれにしても熱が出たりした場合にどうしようかという県民の方々は、多分多くなるだろうと思いますので、やはり県民の方々への周知、それを徹底してあらゆる機会に行っていただきたいなと思っております。

それと、健康フォローアップセンターもかなり体制が整備されるということで、ここらも本当に担当される方は大変な状況で御苦勞をお掛けすると思っておりますけれども、県民の皆様方の暮らしや命や健康を守るという視点で御協力を頂いて乗り切っていけたらなと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

西沢委員

この前、南海地震対策議員連盟で勉強会をさせていただきましたけれども、今の携帯電話、巨大な災害時にはまず電力が供給されない可能性が十分にあるという中で、基地局への電力が供給できなかつたら電波が当然利用できないと。多分非常電源がありますけれども、通常で1日程度ということで、そういう集中したときにはもっともっと短くなるのじゃないかということは言われております。ということは、災害アプリなんかも今の状態だったら1日未満で使えなくなる可能性が十分にあると。全部じゃないけれど、電力が供給されなかつたらそういう形になるのじゃないかということで、この前ソフトバンクの方に来ていただいて勉強会をさせていただきました。ちょっとその感想を教えてください。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

去る11月28日に南海地震対策議員連盟の勉強会に参加をさせていただきましたして、ソフトバンク株式会社から災害対策につきまして御講演を頂いたところでございます。

ソフトバンク株式会社におきましては、ネットワーク強^{きょうじん}靱化としまして東日本、西日本で通信設備を二重化して相互でのバックアップを取ったりとか、停電時においても災害拠点病院や官公庁など主要施設で24時間以上サービス継続可能といたしましたり、主要なネットワークセンターで72時間以上稼働可能とするといったような対策強化を図ってきたと伺ったところでございます。

また、応急復旧機材の強化といたしまして、移動基地局車や可搬型移動基地局、移動電源車などの配備につきましても充実を図るとともに、可搬型衛星アンテナにつきましましては導入当初から大きく軽量化をいたしまして、車が進入困難な場所にも一人で運ぶことができるようにするなど、改善が図られているといった御説明がございました。

また、新たな取組といたしまして、気球やドローンを地上100メートルまで上昇させまして半径5キロメートルをカバーできる中継局として活用する新しい取組も始まっているといったお話もあったところでございます。

県といたしましては、こういった携帯基地局の早期復旧のためには、電気通信事業者のこのような取組も活用させていただきながら、災害対策本部や四国電力等の関係機関との間で道路状況や電力復旧状況など情報共有を図りまして連携をとりながら速やかな復旧に取り組んでまいりたいと感じたところでございます。

西沢委員

そういう巨大災害時、電力が途絶えたときの苦肉の策的なものはいろいろ考えられているということは分かりますけれども、じゃあそれでいけるのか。例えば道路が遮断されているときに通信ができる車とかそんな物もなかなか来にくいとか、それから現実的にはなかなか厳しい面があるんじゃないかなと。

それと、基地局、大体山の上にありますので、そこまでの道というのは残念ながら立派ではないような道が多いような気がしますね。だから非常時には道が遮断されて機材どころか燃料さえもなかなか上げられないような、そんな所も多いように見受けられます。それらを危惧しての勉強会だったんですけれども、結局は苦肉の策は確かにあるのですけれども、これといった決め手がどうなのかなというような感じはいたしました。

今東北とか北海道、東北は特にこの前の東日本大震災の直後から、こういう衛星通信のことが問題になって対策を講じ始めています。

静止衛星というよりもぐるぐる回る衛星を利用して、アメリカのほうからはやり始めたスターリンク。これは高さが静止衛星の60分の1ぐらいの周回軌道で回っている。私が聞きましたらそれらを4万2,000個ぐらい打ち上げて、ぐるぐる回っているけれども、どこでも衛星を利用できるという体制を確立しようとしておるようでございます。

そのスターリンクというものを利用して東北と北海道はやり始めたと聞いております。関西は来年にはそういう通信が可能になるという話もあるのでありますが、聞いておりますか。

東北、北海道なんかでそういう静止衛星の大分低い、六十何分の1ぐらいの高さでやっているから機械がうまく機能する。それが4万2,000個地球を周回させてどこからでも衛星で用意をしてやれると。それをアメリカの会社がやり始めて、日本でも東北とか北海道ではもうやり始めた。来年度は関西でもやるということ聞いておりますけれども間違いなのかな。

森危機管理環境部次長

ただいま西沢委員から、スターリンクのことについてお話がありました。私どもも一応情報は伺っております。

西沢委員

私もそのぐらいしか分からないのだけれど、東北、北海道ではどういう使い方をしているのか分かりますか、分かりませんか。情報は入っていませんか。

森危機管理環境部次長

ただいまスターリンクがどういった使われ方をしているかというお話でしたけれども、私どものほうで聞いておるのは、スターリンクという活用がなされているというところまでしかまだ情報はつかんでおりません。すみません。

西沢委員

関西では来年度からやるようなことは言っているようでございます。それで、これをそういう非常時、巨大災害時にどのように利用できるのかと。もしそれが利用できるのであれば、衛星電話ですから、地上局、基地局の電力が止まっても別に関係なく通信ができると。どれだけの通信ができるのか分かりませんが、災害のときの中心になる所を確保できると思うので、やっぱりそこら辺りはもう来年度から関西もやるという話ですから、きちんと情報を得て、やれる体制を早期に進めてほしいなと思うのですよね。

情報がそれしか入っていないのであればこれ以上言っても仕方ないのですけれども、何か話を聞きますと、衛星4万2,000個を打ち上げるということと、それによってインターネットを通じて、Wi-Fiとかでつなぐ。結局KDDI株式会社が受ける話なのですけれども、まさかのときには当然ながらKDDI株式会社から情報を流して他県との通信ができるような状態にはしてくれると思う。してくれなかったらそれは皆さんでお願いしていかなければいけないと思うのですけれども、多分どの局でも非常時には使えるという体制にはなるようなことを聞いています。

そうすると多分衛星電話は携帯電話ぐらいで通信が足りないのかなと、そういうことも聞きます。情報をきちんと得て、これが本当に有効であればその対策を早期にとっていただくように、災害はいつ来るのか分からないので、やっぱりできるものを早期にやってほしいなと思いますけれど、いかがですか。

谷本政策監補兼危機管理環境部長

12月の頭にその辺り情報をつかみましたので、KDDI株式会社の方に来ていただきまして概要はお伺いしました。今後計画を詳細に練っていくという話なので、その辺りの情報共有はしていこうということで、また再度いろいろスターリンクの衛星を使った情報収集というのはやっていきたいと考えておりますので、また西沢委員には御紹介したいと思っております。

西沢委員

例えば今の状態だけですのであれば、山の上のアンテナ基地局に通じる道路なんかは、もうかなり厳しいので、地震が来たら多分通れなくなるのじゃないかという所が多いように思います。だからそうすると非常用の燃料とか電池なんかも残念ながら運べない。そうすると緊急的にその道路を直さないといけないとか、そういういろいろなことが絡んできますけれども、衛星電話を利用できるとこんなこと関係ないということになりますので、早急にそういうことができるように、そういう大変なときでも災害対応の部署なんかは確実にそれでできるようにするとか。

エレベーターの中でもやはりそういう通信を利用して、やられている地域以外の所からそのエレベーターのメーカーの技術者がその衛星電話を利用して、現場でやり方を教えていくということも可能なので、この衛星電話というのはかなりいろいろな意味で現場では有効だと、大きな災害になればなるほど通信が途絶えたら大変なことになりますので。早急にやり方を確立してほしいなと思いますけれども、どうでしょうかね。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

今お話のありましたスターリンクにつきましては、情報をまた得まして、検討、研究していきたいと考えております。

あと、今お話の携帯電話とは違うかも分かりませんが、通常、長期停電に伴いまして携帯電話が使えなくなった場合につきましては、県や市町村におきましては衛星携帯電話や防災無線におきまして通信は確保しているところがございます。県庁にもございまずし、当然、全市町村におきましても衛星携帯電話については全て整備できているといっ

たところでございます。この衛星携帯電話につきましては、総務省等にもございますし、通信事業者についても保有しております。そういった場合につきましては、貸出しということがございますので、集落が孤立して公衆回線を途絶したような場合につきましては、市町村が保有している分につきましては市町村が配備したり、総務省や通信事業者が保有している物を借り受けまして、その地域に置くといったところでしていただいております。

過去に平成30年の7月豪雨につきましては、総務省から衛星携帯電話等、簡易無線を借り受けまして、三好市災害対策本部に貸し出しましたり、同じく三好市の山城地区で携帯電話基地局が停止した場合同様につきましては、携帯電話事業者から借り受けて対応したといった事例がございます。

西沢委員

今現在使われている静止衛星の衛星電話は数も余りないのじゃないかなと。各市町村と県は無線又は有線、両方で通信ができるような体制を取っていますけれども、問題はそこだけじゃなくて、現場現場で連絡して通信する必要があるものがいっぱいありますよね。だからそうすると、今の衛星電話を利用してというのはお金の面でもかなり厳しい面が出てくるのじゃないかなと。それだけたくさんの量が確保できるのかなと思ったりします。それも南海トラフ巨大地震とか三連動大地震とか、ものすごい大きな面積の中でやると機器もそれだけありませんよね。だからやっぱりより簡単な方法の中で普及する物を利用すると。

私は内容的にもう一つ分からないのですけれども、このスターリンクという衛星通信の低軌道衛星通信ですね。低軌道だからこそ機械も小さくなる。それがネット回線を利用するからそれがもっとやりやすくなるんじゃないかなという気がしますけれども、それがもう東北、北海道のほうで始まっているということですので、是非きちんと情報を得て早急に対策を、これもスターリンクの会社が関西のほうでも来年度ぐらいから営業を始めるといいますので、早急にこの対策を練ってほしいなと、そう思います。今のところはそこまで終わっておきます。

それから、大分前に言ったのですけれども、フェリーを利用した災害時の多目的利用ということをもう15年ぐらい前に言いましたよね。阪神淡路大震災直後ぐらいやからもう大分なるな。阪神淡路大震災でも何かフェリーを使われたということの後から聞いたんですけども、病院船を1船造ったという話も別にあるようでございますけれども、やはり多くのフェリー等を利用するという形が一番ベストじゃないかな。ベターじゃなくてベストじゃないかなと。

フェリーだから車で医療器具を入れたり、また食料もあるし燃料もあるし通信もあるし、客室なんかはたくさん避難できますので、多目的な、そういうときの非常の船になるのじゃないかなということを話しました。国には言っていただきましたよね。結局、今何も積んでいないのですかね。医療器具なんかはぱっと持ち出し可能なようなやり方を現状は使っていても、そのときは船に乗せられるという形を取ったり、いろいろなことが考えられるのですけれど。

余り動いているふうじゃないのですけれども、これをやると、このときに海上からの救

援ということでの、それもいろいろな角度で救援できますので非常にやりやすいですね。当然ながら津波が引いてからの話ですね、1日ぐらいたってからの話ですけれども。そこで前に私も言ったようにドローンで人をフェリーに乗せたらそこで医療ができるということも可能なのでという話をずっとしてきました。現状何か進んでいますか。

久々の話なんで前もって言うておけばよかったけれど、担当の方が代わっていますので多分知らないことがあるんじゃないかなと思うのですけれどもね。途中までは国のほうには提言してくれということ提言したはずなのですよ。でも残念ながら国会議員の中では病院船を造るという話がね。

勝間危機管理環境部副部長

ただいま西沢委員から、フェリーの活用というようなことで、かつて国のほうにもそういうような要望もお伝えした経緯があるのかなと思っているところでございます。ただ、今具体的に動いている部分につきましては、内閣府で、病院船活用に関する検討会というような形、船舶の活用方法というような観点でいきますとそういった検討会が今もされているというような状況でございます。

それ以外の部分も、発災時の船舶の利用等々についてもどのようなものがあるのかという形になると、今のところ、この動きになるのかなと思っているところでございます。

西沢委員

病院船1隻造るのに数百億円掛かるんですよ。一説によりますと300億円とか400億円とか。それは病院だけの話です。大きな災害のときにはフェリーも動きません。通常運行なんかは全くできません。そういう所がいっぱい出てきます。それらを利用して、そこに車で医療器具を乗せて病院船的にする。また避難場所にもする。それから災害の拠点的な所にもということで、地上ではなかなかやられてしまって動きがとれないところを海上のほうでいろんな活動をする。前だったらホバークラフトみたいな船でやらなかったら、ちょっといろいろなもの巻き込んだりしますというところはあったのですけれども、今だったらもうそろそろドローンでいけるやら、この二、三年ぐらいでドローンでまた運べるような状況になってきていますので、そういうことを考えて、特にそういう緊急的なものとしては非常に災害救助船になるんじゃないかなという思いで、前に言わせていただきました。

それから以降、国会議員の中で病院船の何やら議員連盟を作つてという話も聞こえてきましたけれども、それは1隻だけの話ですよ。海外もこれで行くとかいう話がありますけれども、そうじゃなくて、そのとき運航できないフェリーなんかもしっかりと運航させて各主要な所に配置して、災害多目的救助船にするとなると余りお金が要らなくて多くの船が利用できるのですよね。やっぱりそういうことも考えていけないんじゃないかなと。

国がそれを考えないのだったら、徳島県でそういうことを独自に考えていってほしいなと。そのぐらいやってほしいのですよ。やっぱり病院船では1隻。2隻造るのは無理やと思うので。1隻というのはいろいろな海外にも応援体制が取れますけれども、まずはそう

いう大きな災害のときにいかに多くの人を救うかということで、大量で多目的のフェリーによって多目的救助船もやると。これはやっぱり徳島県発でまずやってほしいですね。どんなんでしょか。

鎌村感染症・疾病予防統括監

ただいま西沢委員より、災害時において医療を行うことのできるフェリーの活用ということの御提案を頂いております。

本県におきましても、過去に戦略的災害医療プロジェクトの中におきまして、オーシャン東九フェリー等を活用した訓練を行ったことがございます。そういった点で課題であるとか、そういったところも検討したことがございます。また、国におきましても、DMAT等との訓練におきまして自衛隊の船でまずは様々な訓練等が行われています。正に西沢委員がおっしゃった医療機器を持ち込むことができるかどうかということも検討されておりますし、今ドローンという御提案がございましたが、現時点ではやはりヘリ等での搬送しかできませんので、ヘリが着艦できるような船というようなところでの訓練にとどまっているところでございますが、またそういった国の検討や訓練など、国の動向を見ながら検討をすることができるかと考えております。

西沢委員

この話、阪神淡路大震災直後の話ですよ。私、後から聞いたのですけれど阪神淡路大震災でフェリーを使っていたという話がありました。私が言ったような発想の中で阪神淡路大震災の直後にフェリーを使った。だからもうかなり以前のもの。今更検討する問題ではない。私もこれ何回か言いました。だからできるところからやったらいいのですよ。

病院船的になるのにいろいろな器具をどっかいろいろな所に置いておいて、それを通常使わずに置いておいて持ち込むのだったらかなり金が要ります。でも現実に使えるような状態の中でそれを持ってくるやり方もないのかなということも思いましたけれども、病院船的なものだけでなく、避難する所とか、それからそのときの災害対策本部とか、通信ができますから。だからいろいろなことで使えるわけですよ。水もあるし食料もあるしすぐ積み込めるし。そういうものすごい衛生がいい所、地上だったらもうかなりやられてしまったら、それを取り除いたり、人を助けたりする作業に追われてなかなか拠点的なものは造りにくいけれども、それだったらもう船を回せばいいだけでいろいろできると。

だから病院船を1隻造ったらいいというものでも私はないと思う。造ってもらったらいいのですよ。でも各地区に配置してこの各地区で活動していくということも大事なのではないですかね。それはもう国のほうでやらずに徳島県が主導でやっていったらどうですか、遠慮せんと。だから阪神淡路大震災直後、私が言ったのですけれど、それから半年後に自衛隊によるそういう訓練がありました。でもそこまででした。そこから以降は何も聞こえてきません。あとは病院船を造るという話だけです。だから病院船が先行してしまっているのではないですかね、国のほうは。議員連合ができて。じゃなくて、多くの人を助けるという意味においては、地震、津波によって使用ができなくなった止まっているフェリーなんかをうまく利用するという、そういうほうがものすごい多く利用できるのじゃないかなと、そう思うのです。だからよくそういうことを言ったのですけれどね。是非これ

を検討してください、早急に。もう阪神淡路大震災から何年たっていますか。私が言った時から。今更検討じゃないでしょというのが。まず徳島県から率先してこんなことやってほしいなと思うのです。どうでしょう。

勝間危機管理環境部副部長

ただいま西沢委員から、船舶を活用した災害対応というようなことで御質問を頂いているところでございます。

先ほど保健福祉部からもお話があったとおり、災害医療プロジェクトの中で今まで連携をとりながらやってきたというところでございます。もちろん阪神淡路大震災以降の経験、それからさらに東日本大震災のときも船舶を活用したような形で、例えば避難者を受け入れたり、あるいは物資を提供したりというような活動を船舶上でやられているようなケースというのをお聞きしたこともございます。そういったようなことをやっぱりやっていくということになりますけれども、これにつきましても例えば今西沢委員がおっしゃるように船を建造するという形になる、これもまたコストがめっちゃめっちゃ掛かって、病院船の話とかそういう形になるとなかなか進まない。今国のほうで関係省庁と連携して、特に自衛隊艦といったものの活用を実際西沢委員がおっしゃったように、自衛隊の船の訓練等を行っていくところでございます。そういったものとしっかりと連携をするような形で、県も例えば災害が発生した場合に船舶を持っている関係機関と連携をしながらその過程を図っていくというようなことについてはしっかりとその関係機関と連携を図っていくと。正にそれから民間の機関につきましても、公共的な機関でございますので、そういった機関とも連携をしながら、例えば物資の輸送等ともそうですけれども、船舶自体の活用についても実際に起こったときの活用についても協議を行っているというところでございますので、御理解いただければと思います。

西沢委員

自衛隊自衛隊って言いますけれども、自衛隊というのは数は少ないのですよ。だからそれも当然利用しますよ。私が言った直後の半年後ぐらいには自衛隊の船を利用して私が言ったようなことをやりました、即やっていたいただきました。でも自衛隊の船を活用するのは余りにも数が少ないので無理ですよと。自衛隊はほかでもいろいろなことで活動しないといけないから、それ自身を停泊させるというのは非常に厳しい話だとは私は思います。

私が阪神淡路大震災直後に調べたときは、中国が戦地に赴くのにコンテナ船のコンテナの中に医療器具を詰め込んで、コンテナ船として、隠れたような形で戦地に送って、医療船みたいな形でやっていたというのは聞きました。全世界ではその時はそれだけしか聞こえてきませんでしたけれども、今そういう止まっているフェリーをうまく利用する方法というのは、フェリー業界と協定を結んだらできる話ですよ。ただ医療に限ってではなくていろいろな意味でいろいろなことを多目的に利用できますよね。避難場所にもなるし災害対策本部にもなるし、無線が付いていますからどうにでもなるし。そういうことを徳島県が率先して全国に先駆けてやってほしいって言っているのです。ほかとの話合いの中で様子を見ながらじゃなくて、率先して徳島県がやるべきじゃないんですかということをやっている。できる話ですよ、できない話じゃない。できるところからやっていたきた

い。医療器具を積み込むのは医療器具をどっからどう持ってくるかというそこら辺りがありますから、私もそれ以上言えませんけれど、使っていたやつを持ってこられるような体制づくりができないものかなと思ったりしますけれど。それはさておいて、多目的に利用できるフェリーなんかを利用してコンテナ船とか利用してやるということを徳島県発でやってほしいと言っている。どうでしょうか。今まで何回も言ってきました。

勝間危機管理環境部副部長

今西沢委員から、いわゆる船舶を利用した災害対策、例えば病院船、国のほうで検討なさっているところでございますけれども、それ以外の多目的の部分、例えば東日本でそういった被害者の受入れ等、あるいは当然のことながら物資の輸送等、そういった形でも連携を取りながら進めているところでございます。正に委員がおっしゃるような阪神淡路大震災、それから東日本大震災の教訓等々を踏まえまして、海上を活用した救出、救助、あるいは物資の輸送、そういったものについても国、関係機関等含めながら検討を進めているという状況でございます。

今西沢委員からまだまだ取組が遅いというような御指摘も頂いているところでございますので、関係機関との連携、それから民間の事業者との連携、そういったものをしっかりとこれからも深めて、今西沢委員がおっしゃるような体制の方向性をしっかりと見い出して、被災者を誰一人取り残さない体制というものをしっかりと構築してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

西沢委員

私が言ったのは阪神淡路大震災直後ですから、もう大分前ですよ。その時に国に提言するということで提言しましたよね。その時に国の担当の方とこのことについては話しましたか。提言しただけですか。このことについてどう思うかというのは何か話し合いをしたんですか。ただ単に提言しただけですか。

勝間危機管理環境部副部長

すみません、国に対する提言の時の直接の担当者というのがちょっと確認は取れていないのですけれども、その提言のやり方等についてはどういうふうに行ったのかということについては今手持ちの資料がございませんので、申し訳ございません。

西沢委員

大分前の話ですから。でも大分前というこれだけの期間何もできてないんですよ。だから国がやる気がないのかなと思います。でもやっての効果は大分あります。だからこれらを徳島県の防災計画の中で取り組んでほしいですね。フェリーを利用した多目的救助船を。フェリーとかコンテナの協会と協定を結ぶと。それでちゃんと位置付けしていくと。これをやってほしいですね。国がこの20年間ぐらい余り動いていないのですからできませんよ。これは多分言っちゃ悪いけれど病院船をやるということが最優先でしょ、残念ながら。でも効果的には1隻よりも何十隻もあるほうが効果がいいじゃないですか。当たり前じゃないですか。だから別に考えて病院船は病院船でやってもらったら結構だと思うので

すけれど、フェリーはフェリーで別の考え方の中でやってもらうというのがいいんじゃないかなと私は思うのですけれどね。私の提言を終わります。

大塚委員長

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

請願第1号の3、ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

臼杵副教育長

請願1号の3、ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について、現状を説明させていただきます。

まず、①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現することにつきましては、県立学校は、発災時の生徒の安全確保はもとより、地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから、校舎や体育館などの耐震化を進めてまいりました結果、平成30年度末で県立学校施設の耐震化率は100パーセントとなっております。

なお、公立小中学校につきましては、2棟が残っておりましたが、現在改築を進めていると聞いております。また、倉庫などの小規模な建物についても、耐震診断の努力義務があることから、県立学校については、令和2年度に策定した県立学校小規模建物整備方針に基づき、計画的に耐震化を進めてまいります。市町村に対しても、指導・助言等に努めてまいります。

②巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、県教育委員会では、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針として、学校防災管理マニュアルを作成するとともに、各学校においては、学校防災計画を策定し、地震・津波からの避難経路や避難場所を全ての学校において設定しております。

避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための1次避難場所、2次避難場所を設定し、実践的な避難訓練を繰り返し、学校防災計画の見直しや改善を重ねております。

今後とも、南海トラフ巨大地震に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。請願の内容に関する現状は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

大塚委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」という者あり）

それでは、本件については、継続審査すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（簡易採決）

請願第1号の3

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。（12時01分）